

青森県報

第二百八十号

令和三年
三月八日
(月曜日)

目次

告 示

○児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………	(こども)	… 一
○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………	(みらい課)	… 一
○保安林の指定解除……………	(障害福祉課)	… 一
○道路の区域の変更……………	(林政課)	… 一
○道路の供用の開始……………	(道路課)	… 二
○証紙売りさばき人の指定……………	(同)	… 二
	(会計管理課)	… 三
公 告		
○大規模小売店舗の変更の届出……………	(商工政策課)	… 三
○右 同……………	(同)	… 五
公安委員会		
○警備員等の検定の実施……………	(生活安全課)	… 六
	(企画課)	… 六
○令和三年二月二十六日定例告示中……………	(医療業務課)	… 八

告 示

青森県告示第百五十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和三年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
すずらん調剤薬局城東中央店	弘前市大字城東中央三丁目九の二〇	令和三年三月一日

青森県告示第百五十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和三年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
株式会社ライフサポート 主たる事務所の所在地 弘前市大字高崎二丁目七の七	共同生活援助	名称 グホーム陽だまり 所在地 弘前市大字原ヶ平三丁目七の一	令和三年三月三十一日

青森県告示第百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、

次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和三年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所
三沢市大字三沢字庭構四九の一〇七二（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 保安林解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和三年四月七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和三年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
			後	前	後	前			
1	国 道	一〇一号	五所川原市大字福山字実吉七三の一七から 五所川原市大字浅井字色吉一一八の一まで	五所川原市大字毘沙門字東中久保六の三〇から 五所川原市大字毘沙門字熊石二一の一まで	一七・五〇メートルから 一七・五〇メートルまで	一七・五〇メートルから 一七・五〇メートルまで	四〇四・一〇メートル	四〇四・一〇メートル	
2	国 道	三三三九号	北津軽郡中泊町大字中里字山科八の二から 北津軽郡中泊町大字中里字山科八の二まで	北津軽郡中泊町大字中里字山科八の二から 北津軽郡中泊町大字中里字山科八の二まで	二四・七〇メートルから 二四・七〇メートルまで	二四・七〇メートルから 二四・七〇メートルまで	六一・四〇メートル	六一・四〇メートル	
3	国 道	三三三九号	北津軽郡中泊町大字中里字山科八の二から 北津軽郡中泊町大字中里字山科八の二まで	北津軽郡中泊町大字中里字山科八の二から 北津軽郡中泊町大字中里字山科八の二まで	二〇・七〇メートルから 二〇・七〇メートルまで	二〇・七〇メートルから 二〇・七〇メートルまで	六一・四〇メートル	六一・四〇メートル	

青森県告示第百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和三年四月七日まで青森県県土整備部道路

課において一般の縦覧に供する。

令和三年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

国道一〇一号	五所川原市大字福山字実吉七三の一七から 五所川原市大字浅井字色吉一一八の一まで	令和 三・三・八
国道三三九号	五所川原市大字毘沙門字東中久保六の三〇から 五所川原市大字毘沙門字熊石二一の一まで	〃
国道三三九号	北津軽郡中泊町大字中里字山科八の二から 北津軽郡中泊町大字中里字山科八の二まで	〃
県道孤槌木造線	つがる市木造林玉鶴二〇九から つがる市木造林妻田一の一まで	〃
県道樺引上名久井三戸線	三戸郡南部町大字平字広場二七の三から 三戸郡南部町大字平字虚空蔵一の一まで	〃
県道富范薄市線	北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮五〇八八の一から 北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮五〇八八の一まで	〃

青森県告示第百六十号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第二項の規定により告示する。

令和三年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
三戸郡五戸町字下モ沢向一一の一
合資会社岡村商店
- 二 売りさばき場所
三戸郡五戸町字下モ沢向一一の一
- 三 指定年月日
令和三年三月一日

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ガーラタウン・アオモリウエストモールA・B棟
青森市三好二丁目三の一九外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
有限会社東日本アセット
弘前市大字富士見町七の一五
取締役 秋元浩
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
株式会社マエダ むつ市小川町二丁目四の八 代表取締役 前田恵三	変更なし	
株式会社ツツキ 千葉県柏市三四四の二 代表取締役 都築卓	—	平成 二七・六・一
有限会社みなみや むつ市金谷一丁目一七の八 代表取締役 南谷信廣	変更なし	

株式会社マルシェ 東京都中央区日本橋堀留町二丁目 三の八田源ビル三階 代表取締役 熊倉正幸	株式会社ロベリア 東京都江東区越中島二丁目一の三 代表取締役 玉置知彦	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野博丈	株式会社ユニクロ 山口県山口市大字佐山七七一の一 代表取締役 柳井正	株式会社ジーフット 愛知県名古屋市中千種区今池三丁目 四の一〇 代表取締役 服部博幸	株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六 代表取締役 中山章	株式会社マックハウス 東京都杉並区梅里一丁目七の七 代表取締役 栗原勝利	株式会社ハニーズ 福島県いわき市鹿島町走熊字七本 松二七の一 代表取締役 江尻義久	株式会社アーチーズ 青森市本泉二丁目一九の一三 代表取締役 小中重利	株式会社王ズコミュニケーション 宮城県仙台市青葉区二丁目二の一 五仙都会館ビル七階 代表取締役 佐々木英輔
—	変更なし	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野靖二	—	株式会社ジーフット 東京都中央区新川一丁目二三の五 代表取締役 木下尚久	株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六 代表取締役 松田裕史	株式会社マックハウス 東京都杉並区梅里一丁目七の七 代表取締役 北原久巳	変更なし	—	—
平成 二六・七・二七	平成 三〇・三・一	平成 三〇・三・一	二六・二〇・一	二六・九・一 (住所) 令和 元・五・三四 (代表者)	平成 三〇・四・三〇	三・三・一	—	平成 三〇・一・二五	三・六・三

株式会社花寿樹 青森市大字三内字沢部二五七 代表取締役 佐々木康浩	福田敏明 青森市三好一丁目六の三	株式会社キング 東京都品川区西五反田二丁目一四 の九 代表取締役 山田幸雄	株式会社タツミヤ 東京都八王子市暁町一丁目三二の一 三 代表取締役 指田努	株式会社沖館薬局 青森市柳川二丁目四の一九 代表取締役 岡島秀雄	株式会社セリア 岐阜県大垣市外濠二丁目三八 代表取締役 河合宏光	株式会社エービーシー・マート 東京都渋谷区神南一丁目一一の五 代表取締役 野口実	株式会社モンベル 大阪府大阪市西区新町一丁目三三 の二〇 代表取締役 真崎文明	株式会社ワールド 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁 目八の一 代表取締役 寺井秀藏	オールスパイス株式会社 弘前市大字土手町七八ルネスアベ ニュー三階 代表取締役 濱谷和雄
株式会社フェイス 兵庫県神戸市中央区磯部通四丁目 二の二六 代表取締役 佐々木勉	—	—	変更なし	—	株式会社セリア 岐阜県大垣市外濠二丁目三八 代表取締役 河合英治	変更なし	株式会社モンベル 大阪府大阪市西区新町二丁目二の 二 代表取締役 辰野勇	株式会社スタイルフォース 東京都中央区晴海一丁目八の一〇 代表取締役 渡邊智則	オールスパイス株式会社 弘前市大字桜ヶ丘二丁目二の五 代表取締役 濱谷和雄
三・六・三	令和 二・七・三五	平成 三〇・一・二五	—	平成 二九・五・三	二六・六・二四	—	平成 三三・九・一 (住所) 二九・二〇・三三 (代表者)	三・六・三	二六・四・二

- 四 届出年月日
令和三年二月二十二日
- 五 届出書の縦覧
 - 1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所
 - 2 期間
令和三年三月八日から同年七月八日まで
 - 3 時間

株式会社カルチャード 弘前市大字城東北一丁目九の一二 代表取締役 上田忠四	株式会社モリタ 秋田県秋田市山王三丁目三の九 代表取締役 盛田良次	株式会社キクヤマメガネ 青森市新町一丁目一の一七 代表取締役 羽田和弘	日本トイザラス株式会社 神奈川県川崎市幸区堀川町五八〇 代表取締役 田崎學	株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二四条東二〇 丁目一の二一 代表取締役 八幡政浩	ZAKANA株式会社 福岡県福岡市東区多の津二丁目六 の四 代表取締役 桑島光雄	藤久株式会社 愛知県名古屋市中名東区高社一丁目 二一〇 代表取締役 堤智明	合同会社三國商事 青森市大字石江字平山二の六一八 代表社員 三國みつる	令和 元・五・二四	平成 二四・六・三三	令和 三・一・二四	平成 一六・五・六 (住所) 三・四・三五 (代表者)	三・五・一・二九
---	---	---	---	--	---	--	---	--------------	---------------	--------------	---	----------

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。
六 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限
令和三年七月八日

2 提出先
青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年三月八日
青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ガラタウン・アオモリウエストモールA・B棟
青森市三好二丁目三の一九外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
有限会社東日本アセット
弘前市大字富士見町七の一五

取締役 秋元浩
変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業者を開業するに際し、閉店時刻が午後八時を過ぎる場合、閉店時刻を午後九時とする。	大規模小売店舗において小売業者を開業するに際し、閉店時刻が午後八時を過ぎる場合、閉店時刻を午後九時とする。	令和三年三月二日
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設A 午前六時から午後六時まで 荷さばき施設B 午前十時から翌午前零時まで 荷さばき施設F 午前九時から午後八時まで	荷さばき施設A 午前六時から午後六時まで 荷さばき施設B 午前十時から翌午前零時まで 荷さばき施設F 午前六時から午後九時まで	

四 届出年月日

令和三年二月二十二日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和三年三月八日から同年七月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年七月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

公安委員会

青森県公安委員会告示第二十七号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

令和三年三月八日

青森県公安委員長 成 田 晋

一 検定の実施日時及び場所

1 実施日時

- (一) 学科試験 令和三年六月七日（月）午前九時から午前十時までの間
- (二) 実技試験 令和三年七月三日（土）午前九時から午前十一時までの間

2 場所

青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県運転免許センター

二 検定を行う警備業務の種類及び級

検定規則第一条第四号に規定する交通誘導警備業務 二級

三 検定の定員

三十人(予定)

四 受検資格

1 青森県内に住所地を有する者

2 青森県外に住所地を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員である者

五 検定の方法及び内容

1 方法

検定は学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

2 内容

(一) 学科試験

(1) 警備業務に関する基本的な事項

(2) 法令に関する事

(3) 車両等の誘導に関する事

(4) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事

(二) 実技試験

(1) 車両等の誘導に関する事

(2) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事

六 検定申請の手續

1 検定申請の受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

令和三年五月十日(月)から同月十四日(金)までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 検定申請の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所地を有する者は、住所地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県外に住所地を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるものは、当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 検定申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類

検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する場合には次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、四の2に該当する場合には次に掲げる(二)及び(三)の書面等を、それぞれ添付すること。

(一) 住所地を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 一通

(二) 営業所に属することを疎明する書面 一通

(三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉

5 受検手数料

一万四千円分の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。

2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。

3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。

九 検定申請に関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

正

誤

医 療 薬 務 課

令和三年三月二十六号 第二七六号	発行年月日
告示	区分
第一二六号	番号
四	ページ
上	段
表中	行
令和六年三月二十八日	誤
令和六年三月二十六日	
令和六年二月二十八日	正
令和六年二月二十六日	

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円